

シリーズ町の課題 vol.17 空き家は法律で規制される!?



平成27年5月「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されました!

「空家等対策特別措置法」と「特定空家」

「空家等対策特別措置法」では
所有者等は空家等の適切な管理に努める責務がある と定められています!

もしも!≡

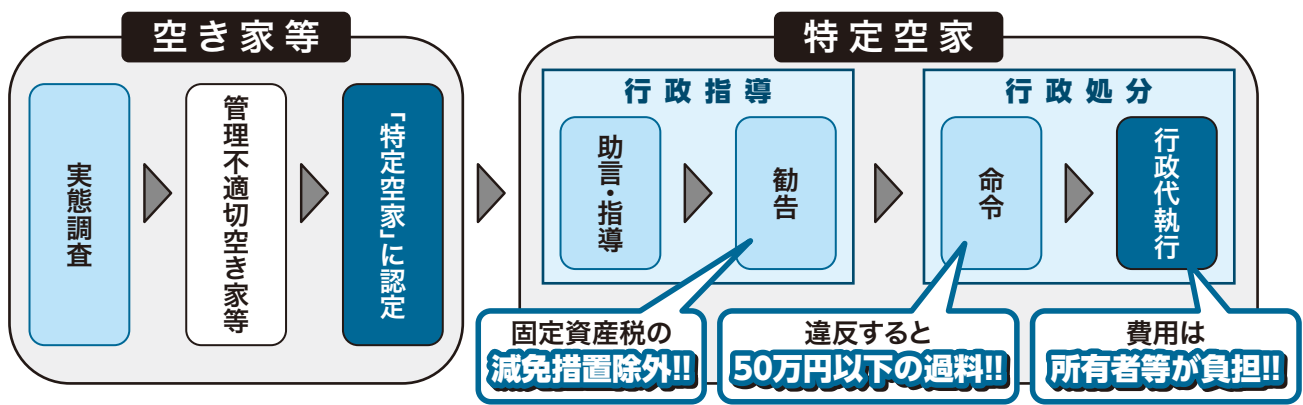
所有者等が責務を果たさず
次の①～④の1つに該当すると
「特定空家」に認定されます。



- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われず、著しく景観を損なっている状態
- ④ 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

「特定空家」とは、所有者等の不適切な管理によって問題のある空き家 です!

町による実態調査の結果「特定空家」に認定されると、所有者等は法に基づき改善を求められます。その後の改善が見られない場合は「勧告・命令」と進み、最終的には「行政による建物解体等の代執行」が行われます。代執行に係る一切の費用は所有者等が負担することになります。



特定空家 にしないためには「適切な管理・賃貸・売却・解体」を!

特定空家が行政代執行となれば、所有者は過料の他、解体の費用も支払うことに…! 空き家を賃貸すれば家賃収入というメリット、また売却・解体すれば、空き家を所有することで生まれるリスクから解放されます。

法律で規制されるより 所有者等の自主的な適正管理を!

次回は「空き家の疑問Q&A」について掲載します

空き家・空き地に関するご相談は、地域創生課 0241-82-5220 まで